

富士吉田市国民保護計画の概要図

第1編（総論）

市の責務等（第1章）

- 計画の目的等
県の計画に基づく警報の伝達、避難住民の誘導などの措置の的確かつ迅速な実施
- 計画の構成 第1編～第5編

基本方針（第2章）

- 基本的人権の尊重
- 国民の権利利益の迅速な救済、情報提供。
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 国民の協力と高齢者等への配慮 ほか

対象とする事態（第5章）

- 県の類型の事態想定
- 武力攻撃事態（4類型）
 - 緊急処理事態
攻撃対象施設と攻撃手段で分類（4類型）

第2編（平素からの備えや予防）

組織・体制の整備等（第1章）

- 組織及び体制、職員の配置等に配慮
- 関係機関との連携体制の整備
県、近隣市町村、消防、自主防、ボランティア等
- 通信の確保と情報収集提供の体制整備 ほか

避難・救援（第2章）

- 避難救援に関する基礎的資料の収集
- 避難実施要領のパターン作成
- 運送業者の輸送力、輸送施設の把握等
- 生活関連施設等の把握等 ほか

物資及び資材の備蓄、整備（第3章） 国民保護に関する啓発（第4章）

- 防災備蓄物資の活用と県他市町村や事業者等との協力体制の整備
- 国民保護に関する啓発活動の実施。

第3編（武力攻撃事態等への対処）

市の実施体制

- 県対策本部
- 指定地方行政機関
- 自衛隊
- 他市町村

- 初動体制の迅速な確立（第1章）
国からの指定なし→市緊急事態連絡本部→市対策本部の設置指定→市対策本部
- 市対策本部の設置（第2章）
直ちに対策本部の設置指定された場合
市対策本部の設置。現地調整所の設置

- 警察、消防等機関
- 指定地方公共機関
- 国民の協力

警報及び避難の指示等（第4章）

警報・緊急通報の伝達等

- 住民や関係機関等への通知
- 伝達方法は、市防災行政無線、消防機関や自主防災組織等の協力も活用

避難住民の誘導

- 避難指示内容に応じた避難実施要領の策定
- 実施要領により、自治会等を単位とし消防など関係機関と連携し避難住民を誘導 等

救援（第5章）

市長は、知事からの通知により、必要な救援措置を関係機関の協力連携を得て実施。
収容施設の供与。生活必需品や医療の提供、通信設備、住宅の応急修理 ほか

安否情報の収集・提供（第6章）

- 避難所や医療機関、警察等から情報収集
- 安否照会に対する回答には、個人情報保護への配慮、公益上や不当な目的に使われる恐れがないなど総合的に判断し対応する。

武力攻撃災害への対処（第7章）

応急措置等

- 退避指示（理由、危険場所、退避場所等）
- 警戒区域の設定、
- 市が行う消防に関する措置 ほか

生活関連等施設の安全確保

- 生活関連施設の状況把握
- 危険物等の取扱者に対する必要な措置（警備強化等）や管理報告を求める

第4編（復旧等）

応急の復旧

公共的施設、ライフライン施設の復旧

武力攻撃災害の復旧

国が示す方針に従い県と連携し実施

費用の支弁等

国への負担金請求、損失補償

第5編（緊急処理事態への対処）

- 想定する緊急処理事態は、第1編第5章2に掲げるとおり。警報の通知、伝達を除き、原則武力攻撃事態等への対処に準じる。
- 想定事態は、本市の大規模集客施設での化学剤散布を想定。警戒区域の設定、原因物質の特定、関係機関との連携等による対処。